

## 非常変災時における対応について

岐阜地方気象台から、大垣市(学校が所在する地域)、通学する経路の地域、生徒の居住する地域に各種「レベル 3 以上の警報(以下 警報という)」が発表された場合の対応は、以下のとおりです。

気象警報	市町村・発表河川	対象生徒
大雨、土砂災害、暴風、大雪、暴風雪	大垣市	全ての生徒
	大垣市以外の市町村	警報が発表されている市町村に「居住地がある」又は「通学路がある」生徒
河川氾濫	揖斐川中流	全ての生徒
	揖斐川中流以外の洪水予報河川	警報が発表されている洪水予報河川に「居住地がある」又は「通学路がある」生徒

### 【気象警報等発表の場合】

#### 1 登校前に警報が発表されている場合

(1)大垣市または揖斐川中流に警報が発表されている場合、下記(ア)(イ)(ウ)に従う。

(ア)午前 6 時 35 分までに解除された場合

→ 通常通りの授業を行う。

(イ)午前 6 時 35 分より午前 11 時までに解除された場合

→ 解除後2時間を経てから授業を開始する。

(ウ)午前 11 時以降に解除された場合

→ 臨時休業とし、家庭学習とする。

(2)大垣市または揖斐川中流に警報が発表されていない場合、学校では通常通りの授業を行う。

生徒が居住する地域や通学する経路の地域に警報が発表されている場合、当該生徒は下記(ア)(イ)(ウ)に従う。

(ア)午前 6 時 35 分までに解除された場合

→ 通常通り登校する。

(イ)午前 6 時 35 分より午前 11 時までに解除された場合

→ 解除後2時間後までを公欠扱いとし、それまでに登校する。

(ウ)午前 11 時以降に解除された場合

→ 登校しないで、家庭学習とする。

ただし、保護者が安全に送迎が可能な場合は、自宅待機せずに登校していただくことを可能とします。

上記(ア)(イ)の場合、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及びません。

また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及びません。これらの場合、必ず学校に連絡してください。

#### 2 登校中に警報が発表された場合

(1)警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅します。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもかまいません。

### 3 登校後に警報が発表された場合

- (1)警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とします。
- (2)警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とします。
- (3)下校時刻が通常と変更になる場合、メール等で学校から家庭へ連絡します。
- (4)警報発表前・発表中・解除後にかかわらず、保護者に引き渡した方が安全であると判断した場合は、すぐーる等で連絡し保護者に引き渡して下校する措置をとります。
- (5)公共交通機関の運行、学校周辺、通学路上等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認し、安全と判断した場合は帰宅させます。なお、すぐーる等で帰宅確認を実施します。

## 【震度5弱以上の地震発生の場合】

### 1 登校前に地震が発生した場合

- (1)自宅又は安全を確認できる場所で待機して下さい。

### 2 登校中に地震が発生した場合

- (1)ただちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等に移動してください。
- (2)休校および授業の開始等については、すぐーる等にて連絡をします。

### 3 登校後に地震が発生した場合

- (1)原則として学校に待機し、保護者に引き渡します。
- (2)下校途中に地震が発生した場合は、登校途中に発生した場合に準じてください。

## 【南海トラフ地震臨時情報発表の場合】

本校は土砂災害特別警戒区域に指定されていないため、原則 通常授業を行います。必要と認めた場合は休業および休業期間を決定し、すぐーる等で連絡します。

ただし、居住地域が土砂災害特別警戒区域に指定されている場合は、安全を確保し待機してください。